

(別添)

## 都市緑地保全法施行令等の一部改正案

### 首都圏近郊緑地保全法施行令の一部を改正する政令案

#### 首都圏近郊緑地保全法施行令

近郊緑地保全区域内において届出等を要する行為（首都圏近郊緑地保全法第8条第1項第5号関係）

近郊緑地保全区域内において届出等を要する行為として、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積を定める。（首都圏近郊緑地保全法施行令第1条の2）

近郊緑地保全区域内において届出等を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（首都圏近郊緑地保全法第8条第4項第2号関係）

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が60㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。

（首都圏近郊緑地保全法施行令第2条第6号）

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。（首都圏近郊緑地保全法施行令第2条第7号ロ）

#### 施行期日

首都圏近郊緑地保全法施行令の一部を改正する政令の施行期日は、平成13年8月24日とする。

#### 経過措置

改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第1条の2に規定する行為であって首都圏近郊緑地保全法施行令の一部を改正する政令の施行の際既に着手していたものについては、首都圏近郊緑地保全法第8条第1項及び第3項の規定は、適用しないものとする。

（首都圏近郊緑地保全法施行令の一部を改正する政令附則第2項）